## 光熱水費私用料金徴収事務の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
柏原警察署	1 事業者が署内に設置した自動販売機の電気代については、警察署が署内	本件は大阪府財務規則第22条に違反していることから、原因	本来の払い込むべき額と払い
	全体の電気代を一括して電力会社に支払い、その後に子メーターにより計	究明を行い、本来の払い込むべき額と払い込まれた額の差額に	込まれた額の差額(360円)につ
	測された自動販売機使用分電気代を事業者から、府の歳入として収納して	ついて適正に処理されたい。	いては、原因究明を行い適正に
	いる。	このような事態が発生したのは、担当者が領収書、払込書等	処理すべく、部内関係者、自動
	平成24年11月収納分の電気代は、以下のとおり、指定金融機関等への払	及び現金の照合・確認を十分に行わず、また、起案・決裁によ	販売機設置業者等に対し、徹底
	込書を作成する際、金額を誤って360円多く記入し、当該誤った金額で払	るチェックも十分ではなかったことに起因していると考えら	した聞き取り調査を実施した。
	い込んでいた。	れる。	その結果、本来の返還すべき
	・ 平成24年11月20日:自動販売機電気代の金額が3,159円であることを、	(1) 当初の収入に係る起案・決裁は行っているものの、払	者を特定するに至り、本年7月、
	起案・決裁した。	込書作成については、起案・決裁が行われていなかった。	自動販売機設置業者の担当者へ
	・ 平成24年11月21日: 自動販売機設置業者から現金を受領の上、領収証書 (3,159円)を発行し、この現金のみ単独の袋に入れて金庫に保管した。	(2) 現金払込後の払込書の供覧・決裁は、領収書等の関係	返還した。
	・ 平成24年11月22日:事業者から受領した現金を府の歳入として、指定金	書類を添付せず、払込書のみを供覧している。現金出納	本件発生の大きな要因となっ
	一十成24年11月22日 - 事業有から支順した残霊を削め歳入として、指定霊  融機関へ払い込む際、3,519円と誤記した払込書を作成し、金庫に保管し	簿も誤っているのに、有効にチェックが行われる仕組み	
	ている現金と払込書を持って指定金融機関に出向き、現金(3,519円)を払	になっていなかった。	帳時及び金融機関払込時等の確
	い込んだ。	現金を扱う重要性に鑑みて、担当者のみならず、関係者・決	認不備については、担当者及び
	・ 平成24年11月22日:帰署後、署長・副署長に金融機関の領収印が押さ	裁者も含めて会計事務の基本に立ち返り、確認とチェックを十	幹部の複数人によるチェック体
	れた当該払込書を供覧・決裁した。	二分に行うとともに、誤りを発見した場合には、直ちに是正・	制を強化し、適正な事務執行に
		改善措置が行われるようにするなど、管理監督者以下、組織を	努めることとした。
	2 本件には、次のとおり不自然な点が存在する。	上げて、事務処理・チェック体制の改善を図られたい。	また、現金を取り扱う重要性
	(1) 正しい金額(3,159円)で領収書を発行し、事業者から現金を受領し	▼   .	に鑑み、本業務の事務処理につ
	ているにもかかわらず、金融機関には3,519円を払い込んでおり、その	【大阪府財務規則】(抜粋)	いて、担当者・決裁関与者等に
	差額分現金(360円)の出所が明らかでない。	(歳入の調定) 第29条 造み郷田孝は、造みな理学したるしまれたは、年	深く理解させるとともに、適正
	(2) 現金の受払については、現金出納簿に記帳することになっている。現	第22条 歳入徴収者は、歳入を調定しようとするときは、年 度、会計、科目、所属、金額、納期限、納入義務者等を誤	な事務処理の徹底を図ることと
	金出納簿を確認したところ、平成24年11月21日に事業者からの受入額が	で、云司、村口、別属、金領、州朔欧、州八義仍有寺では っていないか、その他法令又は契約に違反する事実がない	した。   なお、本件を踏まえ、本部主
	3,159円と記帳され、一方、指定金融機関への払出額は同月22日に3,519	かを調査の上調定同書(様式第20号)を作成し、これを決	はい、本件を踏まれ、本部主   担課長から府警全所属長に対
	円と記帳されているにもかかわらず、平成24年11月の合計額は、受入額、	定しなければならない。	し、平成26年3月と同年4月の
	払出額ともに同額の40,265円と記帳されていた。	2 前項の規定にかかわらず、令第154条第2項の規定による	2回にわたり、光熱水費私用料
	現金出納簿への記帳・集計の際に本件の誤りに気付くべきところ、この即性でも記りたび見、見てしていない。	納入の通知を必要としない歳入及び同条第3項ただし書の	金徴収事務の重要性と、本件不
	の段階でも誤りを発見・是正していない。	規定により口頭、掲示その他の方法によって納入の通知を	備内容について周知・徹底を図
	その要因を事情聴取したところ、以下のとおりであった。	する歳入について、あらかじめ調定するものを除き、納入	り、組織を上げて再発防止に努
		義務者が当該歳入を納付した場合においては、別に定める	めることとした。
		方法により調定を行うものとする。	
		1	

│ ○ 担当者(起案者)

払込書・領収書を作成する際、収入伺や現金との照合を怠った。 実際の現金については、どうであったか覚えていない。

〇 決裁者

払込書を決裁する際、収入伺及び業者への領収証書と照合しなか

行政財産使用許可した食堂で使用する水道代については、毎月メーターを 担当者が検針し、料金を算定して徴収している。

しかしながら、当署においては、平成24年4・8月分について、検針を行 ったものの、担当者が収入伺の起案を失念したため、徴収していなかった。

	未徴収金額	
4月分	15, 458円	
8月分	16,676円	
合計	32, 134円	

その要因を事情聴取したところ、以下のとおりであった。

○ 関係者・決裁者

決裁時に内容のチェックは行っているが、起案漏れについては、把 握できていなかった。

大阪府財務規則第22条に違反していることから、未徴収とな っている水道代を早急に徴収されたい。

今後、起案者のみならず、関係者・決裁者も含めて光熱水費 | 続きを進め、本年3月に徴収手 私用料金徴収事務手続について理解を深めるとともに、徴収事し続きを完了した。 務にかかるチェック体制の強化を図られたい。

## 【大阪府財務規則】(抜粋)

(歳入の調定)

第22条 歳入徴収者は、歳入を調定しようとするときは、 年度、会計、科目、所属、金額、納期限、納入義務者等: を誤っていないか、その他法令又は契約に違反する事実: がないかを調査の上調定同書(様式第20号)を作成し、 これを決定しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、令第154条第2項の規定によ る納入の通知を必要としない歳入及び同条第3項ただし 書の規定により口頭、掲示その他の方法によって納入のことにより、チェック体制の強化 通知をする歳入について、あらかじめ調定するものを除しを図った。 き、納入義務者が当該歳入を納付した場合においては、 別に定める方法により調定を行うものとする。

未徴収となっていた水道代に ついては、監査終了後早急に手

本業務の事務処理について、 担当者・決裁関与者等に深く理 解させるとともに、適正な事務 処理の徹底を図ることとした。

また、再発防止の徹底のため、 「私用料金振込等状況表」を作 成し、警察署内で情報共有を図 るとともに、徴収事務担当者及 び幹部において随時確認するこ